

参考資料3

科学技術・学術審議会 産学連携・地域支援部会
大学等における産学官連携リスクマネジメント検討委員会
(第3回) H27.6.19

企業における営業秘密管理の実情

1. 各企業での営業秘密への対応の動向概略
2. 強化策（多くの企業が取っている営業秘密漏洩に対する対策）

株式会社 ブリヂストン
知的財産本部長
峯木 英治

2015年06月19日

1. 各企業での営業秘密への対応の動向概略

- 最近の営業秘密への関心の高まりから社内の仕組みを見直し強化している企業が多い。
 - ・知財協での営業秘密プロジェクト参加企業 ①、②
 - ・その他新聞報道された企業等 ①、②、③、④、⑤、
- 営業秘密の管理強化は、業務の効率化を阻害する事が多く、また加えて本質的にイノベーションの促進とは相反する。労経費の面でも大きな負担となることもある。
- しかしながら企業の場合は、営業秘密の漏洩が短期もしくは長期での収益に直接結び付くので管理強化に関して社内での理解が得られやすい。

2. 強化策（多くの企業が取っている営業秘密漏洩に対する対策）-1

■ 視点1:基本ルールの設定

- ・何が営業秘密かを明確にし、機密ランクを設定する(全社統一)
- ・営業秘密管理に対する社内組織
 - －社内で専任部署を設定(TOP直属 CSO等)
 - －組織横断的な事案検討委員の設置
- ・機密ランク毎に異なる秘密管理基準
- ・組織毎に営業秘密を管理(職位に付与される権限)

■ 視点2:人事面での対応（職業選択の自由との関係）

- ・競業避止規程
- ・有能人材への処遇(引止め策等)
- ・退職時面談の充実(退職後の勤務先、連絡先を確実に把握)
- ・誓約書(競業避止、機密保持義務)を会社に提出
 - －退職者が退職後に営業秘密を洩らさない。
 - －中途入社者が前職の営業秘密を使って業務をしない
 - －全社員から改めて取り直す。管理職昇進時等一定時期。

2. 強化策（多くの企業が取っている営業秘密漏洩に対する対策）-2

- 視点3:啓発（“営業秘密は基本的に会社に帰属する” 企業風土の醸成）
 - ・e-learning
 - ・パンフレット配布
 - ・研修会（管理職昇進時、海外派遣時等）
 - ・競業禁止違反、営業秘密漏洩事例への対応を社内で周知

- 視点4:IT面での対応
 - ・PC からのサーバーアクセスログ、PC使用ログ、印刷ログ
 - ・ログのCHECK体制
 - ・統一仕様のPCの導入（BYOD禁止、個人PCでの業務禁止）
 - ・機密情報（文書、電子媒体）の社外持ち出し禁止
 - ・USB:①接続不可 ②USB持ち出し禁止 ③PW付きに限定
 - ・社外発信e-mailに関するルールの厳格化
 - －上司に写しを入れる
 - －KEY WORD CHECK 機能の充実
 - －添付ファイルの暗号化（機密ランクによる）

2. 強化策（多くの企業が取っている営業秘密漏洩に対する対策）-3

■ 視点5: その他の論点

- ・特許出願しない秘匿発明のルール化（営業秘密の一類型）
- ・子会社、関連会社の扱い（J-SOXによるランク分け）
 - －本社ルールの適用拡大
 - －別ENTITY間での営業秘密としての扱い
 - －海外法規、労務環境等によるローカライズ
- ・監査体制の充実
 - －専属チームでの業務実態監査
 - －従来 of 監査部門による監査
- ・改正不正競争防止法、経産省ガイドライン対応
- ・営業秘密漏洩した際の対応策の強化（刑事告訴等）
- ・途上国での特別な対応（本社以上に厳格なルールの導入）

以上